

# 岡山市民間自転車等駐車場整備 補助制度のご案内

岡山市では、放置自転車の無いまちづくりの実現に向け、公民連携による自転車等駐車場整備を促進するため、中心市街地において自転車等駐車場を整備する民間事業者に対し、建設費の一部を補助します。

未利用地や空き店舗のご活用をお考えの方や新たに店舗を整備される方、附置義務に規定された台数以上の駐輪スペースを確保したい事業者の方など、本制度のご活用をご検討ください。

## ■補助制度の概要

### 補助の対象区域

中心市街地（重点整備エリア） ※別図参照

### 補助対象となる施設

新設又は増設する自転車・原付・自動二輪車の駐車場で、一時利用又は定期利用が可能なもの

- ・利用料金の有料・無料は問いません。
- ・定期利用において、法人契約をすることは可能です。この場合、一時利用駐車枠を50%以上確保することが必要です。
- ・従業員、居住者のために設置するものは対象外とします。
- ・各種学校が、その利用者及び従業員のために設置するものは対象外とします。
- ・構造、設備及び整備位置について利用者の安全が確保されており、自転車等が容易に駐車できるものでなければなりません。

### 補助対象者

対象施設の整備事業者

### 補助対象となる施設の規模

新設又は増設される自転車の収容台数が30台以上であること  
(原付及び自動二輪車は、1台につき自転車1.5台分として換算します。)

### 補助対象施設の運営期間

開設日より継続して10年以上運営すること

### 補助対象となる経費

施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。ただし、土地取得費、土地賃借料、解体費、地盤改良費、仮設工事費、手数料等事務費は対象外とします。）

### 補助金額

施設整備費(※1)の2/3

ただし、1か所あたりの上限は1,000万円

- (※1)施設整備費・・・『事業者による実整備費』と『標準整備費(※2)』のいずれか低い額  
(※2)標準整備費・・・1台あたりの基準単価(※3)×整備台数(消費税及び地方消費税を含む。)  
(※3)基準単価・・・平面式=10万円、立体式=15万円

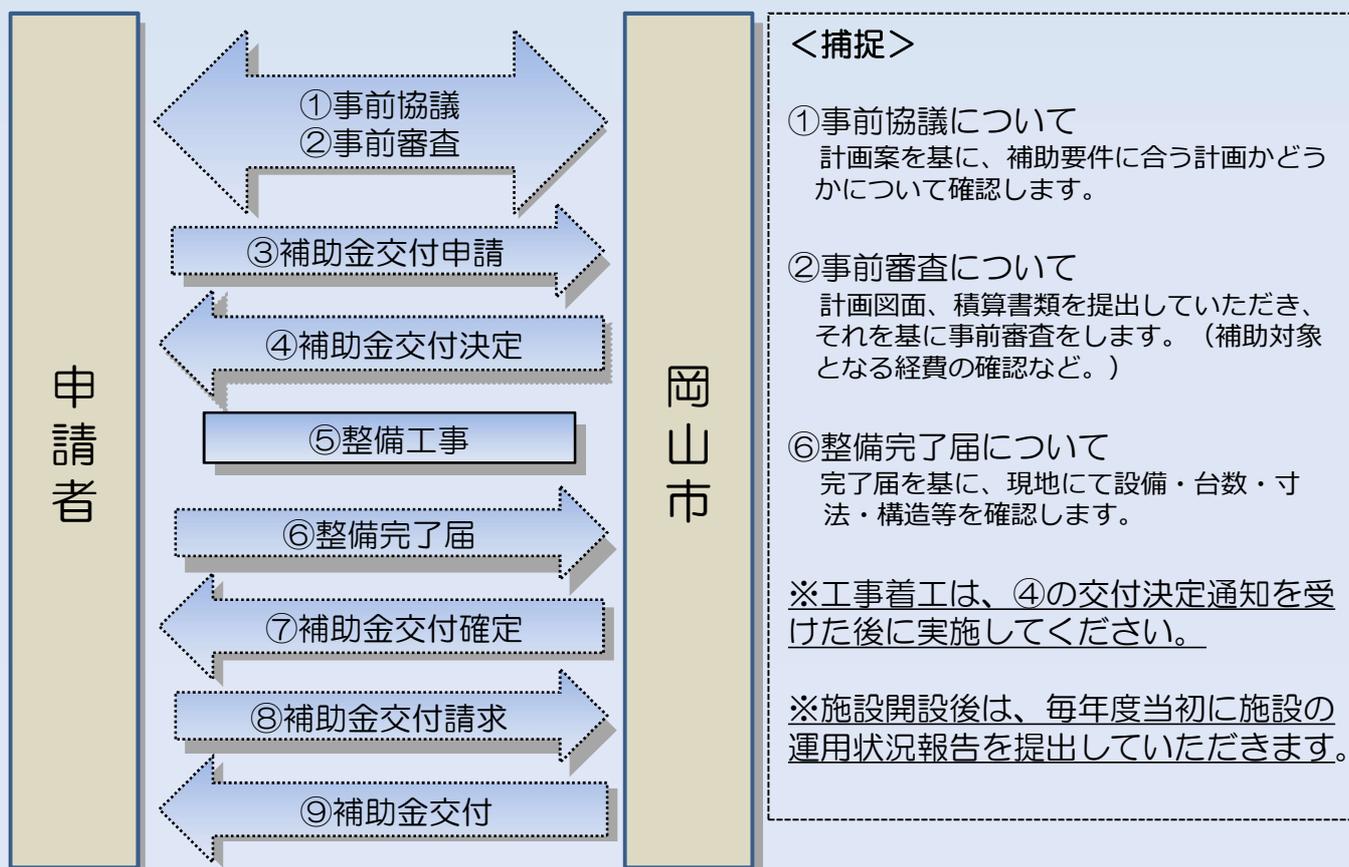
### その他

- ・自転車1台当りの駐車区画の規模は、幅0.6m以上、長さ1.9m以上としますが、ラック等の装置を用いることや、管理人が整理することにより、自転車が安全かつ便利に駐車できる場合は、幅を0.4mまで縮小することができます。
- ・原付及び自動二輪車の駐車区画の規模は、幅0.8m以上、長さ2.0m以上とします。
- ・公共団体等から補助金等を受けて設置されるものは対象外です。

## ■申請受付期間

- 平成28年4月1日より、受付を開始します。
- 年度内に整備が完了するものを対象に、年度ごとに随時受付をします。  
ただし、着工から完成までに1年以上を要するものについては、別途ご相談ください。
- 年度予算が無くなり次第、受付は終了します。

## ■補助金交付の流れ



## ■その他

- この案内は、補助制度の概要について記載したものです。  
制度の詳細については、『岡山市民間自転車等駐車場整備補助金交付要綱』及び『岡山市補助金等交付規則』を必ずご確認ください。  
要綱及び規則については、岡山市ホームページにてご確認ください。  
URL: [http://www.city.okayama.jp/toshi/gairokoutsuu/gairokoutsuu\\_t00022.html](http://www.city.okayama.jp/toshi/gairokoutsuu/gairokoutsuu_t00022.html)  
(「岡山市民間自転車等駐車場整備補助金」で検索)

## ■お問い合わせ先

岡山市北区大供一丁目1番1号  
岡山市都市整備局 交通政策課 自転車先進都市推進室  
TEL: 086-803-1375 FAX: 086-234-0435  
E-mail: koutsuuseisaku@city.okayama.jp